

前回(第2回)ワーキンググループ意見への 資料提供

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第3回）
令和5年6月13日（火）

津波対策における主な施策の進捗状況（再掲）

（令和4年度調査時点）

目標	進捗状況	進捗状況に対する原因の分析	期待される効果
河川堤防・水門等の耐震化[国]	河川：75%(R2d)⇒ <u>約67%(R2d)</u> 水門等：77%(R2d)⇒ <u>約65%(R2d)</u>	・災害で被災した河川において、目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施したため。	津波浸水範囲の減少 ⇒人的・建物被害の減少
海岸保全施設整備の推進[農,国]	海岸：69%(R2d)⇒ <u>約65%(R2d)</u> 水門等の自動化等： 82%(R2d)⇒ <u>約85%(R2d)</u>	・一部目標未達成の要因は、復旧・復興事業の一部の地区において、関連工事との調整などやむを得ない事情により進捗が遅れたため。	津波浸水範囲の減少 ⇒人的・建物被害の減少
津波避難ビル等の指定[内]	100%(R5d)⇒ <u>71%(R3)</u>	・（詳細はP4参照）	人的被害の減少
官庁施設の津波対策[国]	自家発電等の上階設置等を順次実施している。	・津波対策を毎年度適切に実施している。	人的被害の減少、被害後の行政機能の早期回復 ⇒二次被害の減少
津波ハザードマップの作成及び防災訓練の実施[内,消,農,国,海]	100%(R5d)⇒ <u>76%(R2d)</u>	・津波災害警戒区域の指定が進んでいる状況を踏まえつつ、目標に向け取り組んでいるところ。	津波避難向上 ⇒人的被害の減少
津波避難計画の策定[消]	100%(R5d)⇒ <u>100%(R3d)</u>	・浸水想定区域に住家がない等の理由から計画策定に係る優先度が低い。なお、R2d時点で未策定だった4団体については個別働きかけを行った結果、策定済み。	安全で確実な避難の確保 ⇒人的被害の減少
避難路・避難用通路の整備[農,国]	管理用通路の整備及び避難通路の設置について、補助率を高上げて整備を推進。	・避難経路を整備する地方公共団体を、防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金等にて支援。	津波避難向上 ⇒人的被害の減少
防災行政無線の整備[消]	100%(R7d)⇒ <u>97.3%(R3d)</u>	・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、着実に整備を推進している。	災害時に迅速かつ確実に情報を伝達 ⇒人的被害の減少

※ [国]→国土交通省、[農]→農林水産省、[内]→内閣府、[消]→消防庁、[海]→海上保安庁

委員ご意見への追加資料①（要支援者名簿作成に係る取組状況）

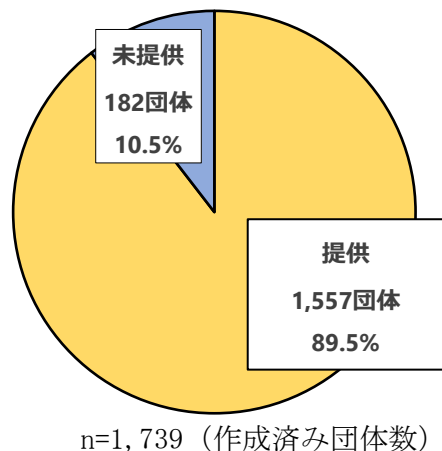
○災害発生時において、避難行動要支援者（自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）の避難等に必要な措置の基礎とする、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果

避難行動要支援者名簿の作成状況：作成済み団体は1,739団体（99.9%）＜全国自治体1,741団体の内（福島県双葉町を除く）＞

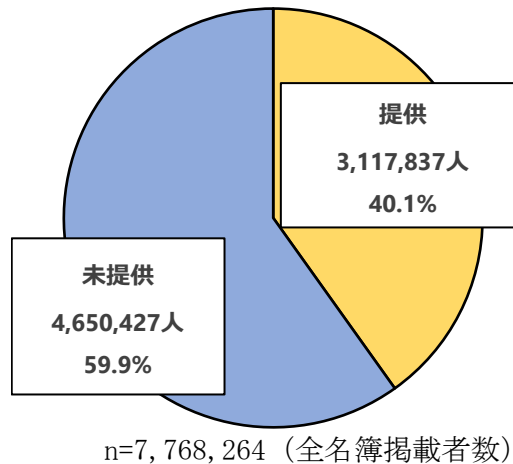
平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供状況

【令和4年1月1日現在】

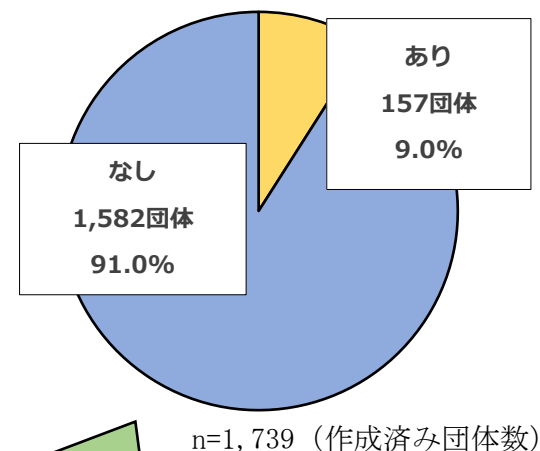
【名簿の全部または一部を提供した団体数】



【提供した名簿掲載者数】



【条例に特別の定めがある団体数】



平常時の名簿提供を条例で規定している事例

【名簿情報の提供を条例で制定（愛媛県八幡浜市 平成29年6月23日制定）】
条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定（兵庫県明石市 平成28年3月24日制定）】
条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定（三重県津市 平成27年6月25日制定）】
条例を制定し、本人が拒否の申出をした場合でも防災会議において名簿情報の提供が必要であると認める場合や、情報公開・個人情報審査会の意見を聴いて、市長が名簿情報の提供が必要であると認める場合は平常時から名簿情報を提供

条例で特別に定めることで、同意の有無によらず平常時から避難支援等関係者に名簿情報提供を可能

委員ご意見への追加資料②（要配慮者等への自治体の防災の取組事例）

○三重県鈴鹿市における要配慮者及び避難要支援者への取組について

防災訓練

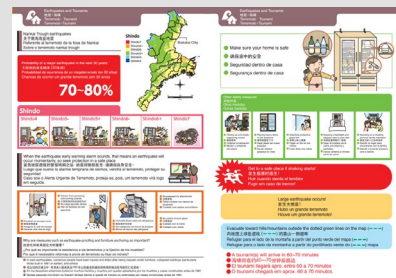
- ・ 保育所や幼稚園での防災訓練の実施
- ・ 要援護者救助訓練の実施

要援護者救助訓練

- ①現場対応チームが情報収集チームに安否不明者がいることを報告。
- ②近隣の状況について各自が報告し、情報交換
- ③情報交換の結果をもとに救助活動ルートを確認し、実際の現場に行く準備をする
- ④救助活動ルートをもとに要援護者宅に行く
- ⑤要援護者宅で要援護者を捜索
- ⑥要援護者を発見後、状態を確認(家具(段ボール)に濡された状態で倒れている想定。)
- ⑦要援護者を救助。ただし要援護者は意識不明な状態を想定
- ⑧防火備蓄倉庫から担架を持ってきて、担架を使用して要援護者を救助所へ搬送
- ⑨救助所へ搬送後、公民館へ移動し、情報収集チームに状況を報告
- ⑩訓練参加者で訓練を通じて感じたこと等を話し合う

防災啓発

- ・ 外国人の子ども向け防災啓発YouTube動画の配信
- ・ 障害者支援団体や要配慮者利用施設での防災研修の実施
- ・ 多言語対応防災マップ
- ・ 大規模商業施設での防災と男女共同参画の啓発活動



避難所や自宅での対策

- ・ 災害時要援護者宅の家具を市が3つまで無料で固定
- ・ アレルギー対応ミルク、食料の備蓄



ピクトサイン



防災協定

- ・ 福祉避難所の協定
避難所での生活が困難な高齢者や障害者が避難する施設として26の施設と協定を締結
- ・ 介護用品等供給の協定
災害時に避難所等において必要とされる介護用品等の物資の供給及び運搬に対する協力等を行う協定を一般社団法人日本福祉用具供給協会と締結
- ・ 外国人集住都市との協定
翻訳支援、通訳支援、応急・復旧対策に必要な職員の派遣、報道機関、大使館等に関する連絡調整などの相互支援について、10都市と協定を締結

委員ご意見への追加資料③（外国人観光客等への災害情報の発信等）

○外国人観光客等が災害発生時に迅速な避難行動をとれるよう、必要な情報を容易に入手できるようにするため、多言語での防災・気象情報の発信等を推進するとともに、地域においても観光客等の防災対策を実施。

災害発生時

アプリによるプッシュ型の情報発信

災害時情報提供アプリ※により、緊急速報や気象情報等を多言語で発信

※ Japan Official Travel Appでは5言語、Safety tipsでは15言語に対応

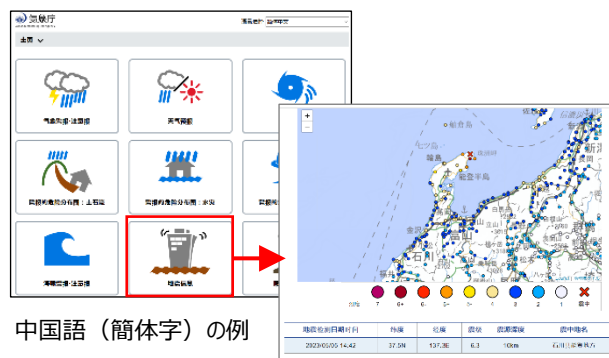


プッシュ通知

取るべき行動

ウェブサイトによる情報発信

気象庁HPにおいて、気象情報を15言語で発信するとともに、大雨、洪水、土砂災害の危険度や震度等を色分けで示した地図を提供



中国語（簡体字）の例

コールセンターによる対応

日本政府観光局では、災害等の非常時においても外国人旅行者が安心して日本を旅行できるよう、24時間対応の多言語コールセンター「Japan Visitor Hotline（ジャパン・ビジター・ホットライン）」を運営



対応範囲：病気、災害等、非常時のサポート及び一般観光案内
 対応言語：英語・中国語・韓国語
 サポート対象：訪日旅行者からの直接問合せ

平常時

リーフレット等による周知

①災害時に便利なアプリやWEBサイト、②災害から身を守るポイント、③新たな避難情報に関する多言語対応リーフレット等を作成・周知



15言語ごとにリーフレットを作成



観光地を抱える自治体の取組

- 南海トラフ地震による被害想定地域の中には、観光客等の高台への避難誘導や一時滞在施設の運営、帰宅支援等に関するガイドラインを作成している地域もある。
- 一部の県では、観光客の安全確保に向けたマニュアルを整備。

鎌倉市
観光客等地震・津波
対策ガイドライン

平成31年3月 第2版

鎌倉市観光基本計画推進協議会
災害時観光客対策部会

委員ご意見への追加資料④（津波避難施設にかかる固定資産税の課税標準の特例措置）

○最大クラスの津波については、発生から到達までの時間が極めて短く、避難のための十分な時間の確保が困難であり、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。

○津波防災地域づくりに関する法律による措置として協定避難施設、指定避難施設が規定されており、これらにより津波発生時における避難施設の確保を図っているが、この措置は当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図る。

■特例措置の内容

○協定避難施設

①管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準

②協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準

について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

○指定避難施設

①指定避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準

②指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準

について、指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

■特例期間

・令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

【対象者】

避難施設の所有者



(参考) 津波避難施設等指定への税制措置事例 (愛知県名古屋市)

- 地域決定型地方税制特例措置 (通称: わがまち特例) とは、地方税法の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容 (期間や割合) を条例で定めることができる仕組みのこと。
- 税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、名古屋市においても地方税法及び名古屋市市税条例に基づき平成24年度税制改正以降運用を開始。
- ビル所有者は一定期間、避難用部分※の固定資産税の軽減を受けることができる。
(※ 特別養護老人ホーム、学校、幼稚園等の課税されていない部分は軽減対象外)

<適用対象>
津波災害警戒区域内の津波避難ビルを、津波防災地域づくりに関する法律における指定避難施設として指定すること。

<軽減期間> 6年度分

<軽減内容> 価格(評価額)の2分の1を課税標準額
固定資産税額 = 固定資産税課税標準額(円) × 税率(1.4%)

<対象となる資産>
【家屋】
 指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難用部分(避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路)が対象

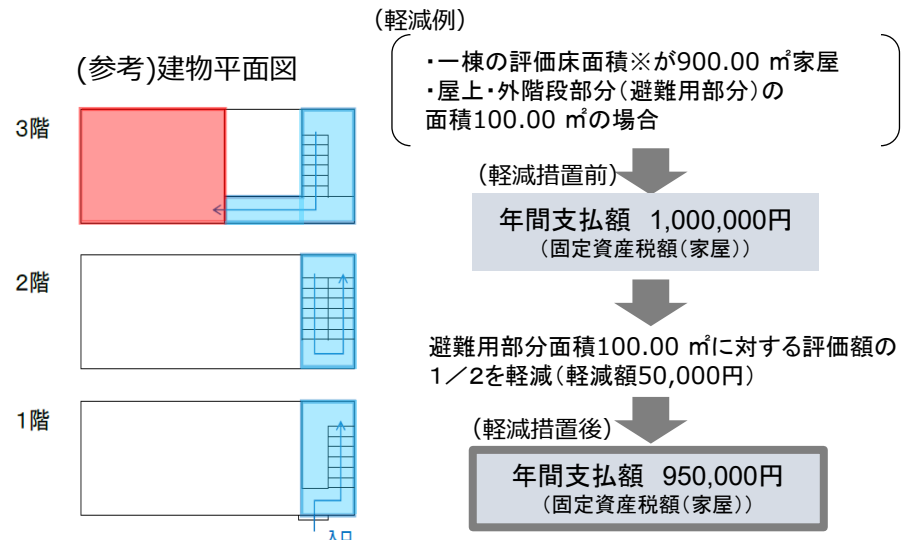
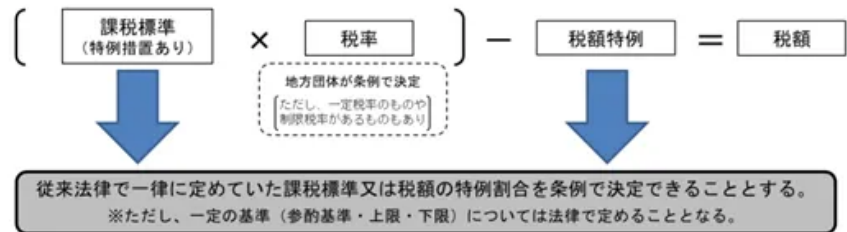
【償却資産】
 指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 (誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備) が対象
 ※ただし、指定避難施設に指定された日以後に取得した資産に限る。

▼名古屋市指定避難施設指定状況 (R4年度末時点)

施設数 (件)

297

■固定資産税の軽減イメージ



※ □ 避難場所 (避難上有効な屋上その他の場所)

※ □ 避難通路 (避難場所までの避難上有効な階段その他の経路) □+□ 避難用部分

委員ご意見への追加資料⑤（津波避難施設の安全性の確認方法）

○津波避難ビルの安全性の確認について、自治体職員では確認が困難である。

➔ 一定の条件のもとで、津波に対する安全性を簡易的に確認できる方法を取りまとめて周知（令和3年3月）

<許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について>

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室（事務連絡令和3年3月30日付）

○津波の作用時に建築物等が倒壊、転倒又は滑動しないことを確かめる方法※として、簡易な許容浸水深表による方法を取りまとめ

※平成23年国土交通省告示第1318号(津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件。以下「告示第1318号」という。)第1第一号及び第二号イの規定に基づくもの

●適用範囲

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

この他、昭和56年6月1日以降の建築基準法第20条の規定に適合する建築物又は耐震診断により構造耐力上の安全性が確かめられた建築物

●許容浸水深表による確認方法

検討する各方向について、水深係数、建築物の階数、建築物の幅の最小値に応じ

許容浸水深 \geq **津波浸水想定に定める水深** を確認

この他、建築物の幅の最小値に該当する数値がない場合は、線形補間して許容浸水深を求めること等

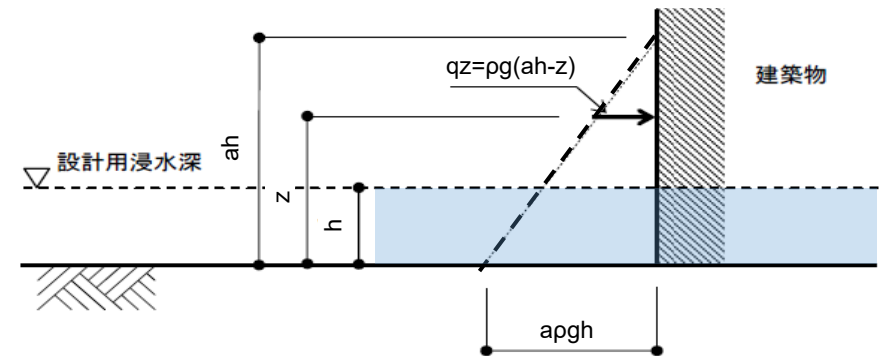
※「水深係数」：告示第1318号第1第一号ロで規定する水深係数

※「津波浸水想定」：津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定

※壁等の部材の破壊防止、洗掘及び漂流物の衝突に対する構造安全性については必要に応じて別途検討

（許容浸水深表例）

水深係数 3.0	建物の階数									
	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F
6 (m)	1.2	1.5	1.7	1.9	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8
7 (m)	1.3	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.7	2.9	3.0
8 (m)	1.4	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	2.9	3.0	3.2
9 (m)	1.5	1.8	2.0	2.3	2.5	2.7	2.9	3.0	3.2	3.4
10 (m)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.5
11 (m)	1.6	1.9	2.2	2.5	2.7	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7
12 (m)	1.6	2.0	2.3	2.5	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8
15 (m)	1.8	2.2	2.5	2.8	3.1	3.3	3.6	3.8	4.0	4.2
18 (m)	1.9	2.3	2.7	3.0	3.3	3.6	3.8	4.1	4.3	4.6
24 (m)	2.1	2.6	3.0	3.3	3.7	4.0	4.3	4.6	4.9	5.1
30 (m)	2.2	2.8	3.2	3.6	4.0	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6
36 (m)	2.4	2.9	3.4	3.9	4.3	4.7	5.0	5.4	5.7	6.0
42 (m)	2.5	3.1	3.6	4.1	4.5	4.9	5.3	5.7	6.1	6.4



qz =津波による波圧(kN/m^2)、 ρ =水の単位体積質量(t/m^3)、 g =重力加速度(m/s^2)、 h =津波浸水想定に定める水深(m)、 z =建築物等の各部分の高さ(m)、 a =水深係数(3とする。ただし、他の施設等により津波による波圧の軽減が見込まれる場合にあつては、海岸及び河川から500m以上離れているものは1.5、これ以外のは2とする)

※本許容浸水深表によらず、事務連絡別紙を参考に、算定条件を個別の建築物の実況に応じた数値に変更して許容浸水深を算定することができる。

委員ご意見への追加資料⑥（災害時の物資支援）

趣旨・概要

- 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で**備蓄している物資が数日で枯渇する一方**、発災当初は、被災地方公共団体において**正確な情報把握に時間を要すること**、民間供給能力が低下すること等から、**被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難**
- 国は、被災府県からの**具体的な要請を待たないで**、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、**プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送**（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替）

◎物資調達の考え方



品目毎の調達先と物資関係省庁（プッシュ型支援）

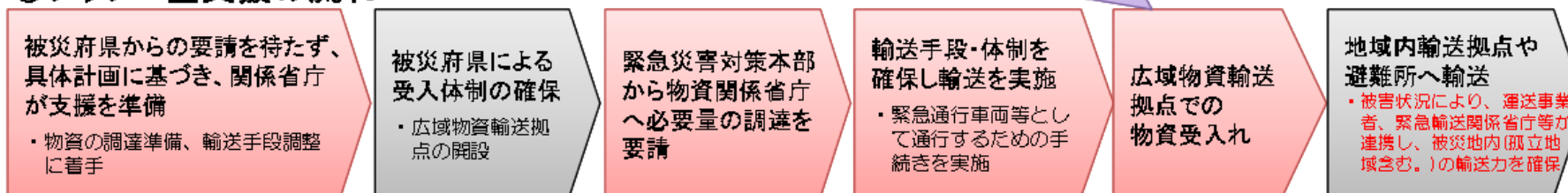
- ・飲料水(46万㎡)(1～7日)：**応急給水【厚労省】**
(飲料水は、備蓄に加え水道事業者による応急給水により対応)
- ・食料(1億800万食)：**民間調達【農水省】**
- ・毛布(570万枚)：**民間調達+地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】**
- ・乳児用粉(液体)ミルク(42t)：**民間調達【農水省】**
- ・大人/乳幼児おむつ(870万枚)：**民間調達【厚労省】**
- ・簡易/携帯トイレ：**民間調達+地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】**
(9,700万回分)
- ・トイレットペーパー：**民間調達【経産省】**
(650万巻)
- ・生理用品：**民間調達【厚労省】**
(900万枚)

被災府県毎のプッシュ型支援の必要量
 → 発災直後の被害推計結果により修正し、最適な形で被災地に配分する

◆広域物資輸送拠点 75箇所(代替拠点118箇所) ※民間事業者の協力(選定基準)

- ・新耐震基準を満たすこと
- ・屋根があること
- ・フォークリフト使用
- ・大型トラックの進入
- ・荷役作業のスペース 等

◎プッシュ型支援の流れ



委員ご意見への追加資料⑦（災害時の物資支援）

○「物資調達・輸送調整等支援システム」とは、国と地方公共団体の中で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため令和2年度より運用開始。

【これまでの課題】

- ・電話・FAX等のやり取りが中心。
- ・物資ニーズや物資輸送状況の迅速な全体把握や関係者間の情報共有が困難。
- ・在庫が把握できず必要な物資量がわからない。

【システム導入のメリット】

- ・避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能。ニーズに対するミスマッチの解消につながる。
- ・物資の要請・輸送に係る情報を一元的に管理・共有できる。
- ・自治体における平時の避難所および物資拠点の管理、備蓄物資の管理・情報共有に活用でき、災害時の初動対応を迅速化。

物資調達・輸送調整等支援システム

避難所状況管理	調達・輸送状況管理	利用者管理
物資支援要請	物資在庫管理	精算支援

→ 情報（ニーズ）の流れ
→ 物資の流れ

【都道府県完結にも対応】

【市町村完結にも対応】

避難所

市町村

都道府県

国

物資ニーズ
避難所情報

入出庫
在庫管理

物資拠点

広域物資輸送拠点

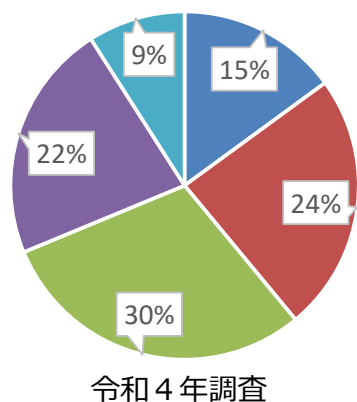
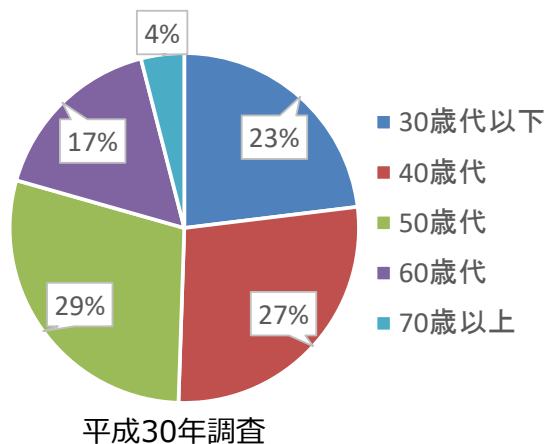
委員ご意見への追加資料⑧ (津波避難意識アンケートの実施方法)

○住民津波避難意識のアンケートの実施状況について

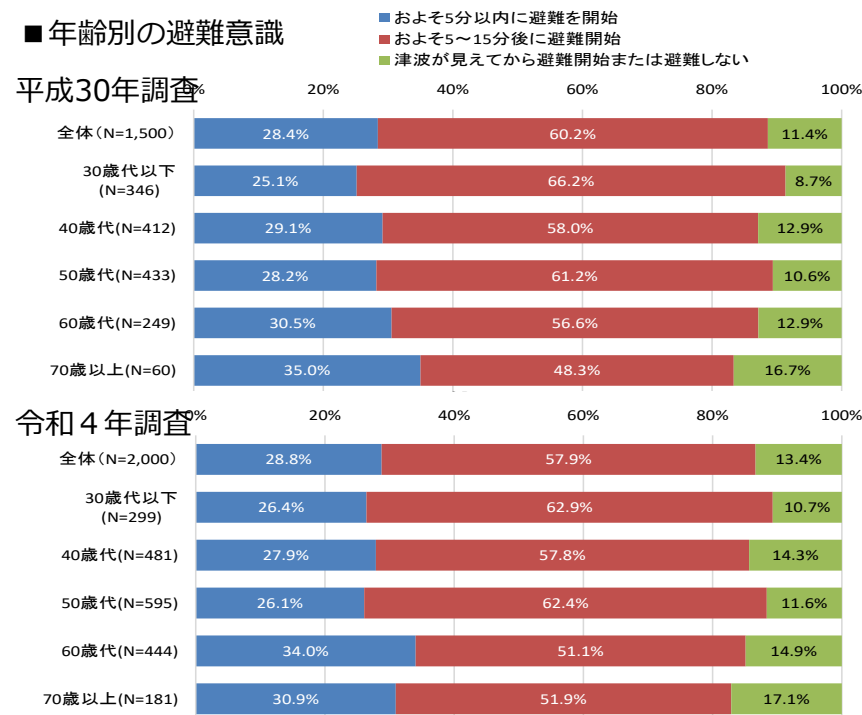
➡内閣府ではこれまで平成30年度及び令和4年度において、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に住む住民を対象にアンケートを実施。

	平成30年	令和4年
収集方法	インターネットを活用したWebモニター調査	
アンケート対象	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村のうち、浸水が想定される町丁目 (郵便番号により属性が紐づけられるモニターに対して実施)	
サンプル数	1,500サンプル	2,000サンプル

■回答者の年齢構成



■年齢別の避難意識



各地の津波防災への取組紹介

防災教育や普及・啓発事例（高知県）

- 防災に関する啓発の取組として、「防災まんが選手権」を開催するとともに、受賞作品をアニメ化し、動画サイトやSNSで発信
- 南海トラフ地震の情報や自助の取組をまとめた啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の全戸配布
- 水・食料の備蓄を促すため、ローリングストックの歌やダンスを作成し、SNSなどで発信

「防災まんが選手権」の開催

第1回防災まんが選手権
(令和3年度) 大賞
タイトル: 防災の真の敵



我が家のロー活



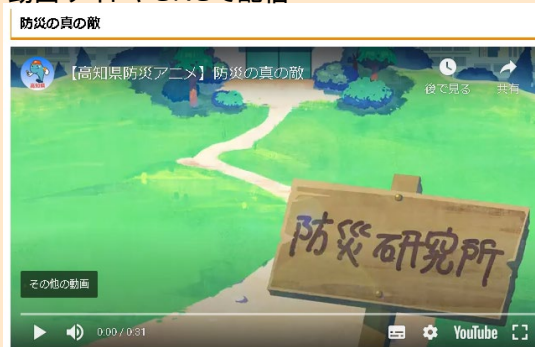
第2回防災まんが選手権
(令和4年度) 大賞
タイトル: 我が家のロー活



大賞
タイトル: 家族のあいことば

防災アニメの制作

「第1回防災まんが選手権」大賞・優秀賞をアニメ化
動画サイトやSNSで配信



防災啓発冊子の全戸配布

県内全戸に配布



- ①南海トラフ地震の正しい知識を理解する
- ②発災から復旧までの一連の流れをイメージする
- ③自助・共助の取り組みを促す

※音訳版・点訳版、手話動画版、多言語版を作成し、ホームページ等で公開

ローリングストックの歌・ダンスの制作

水・食料の備蓄「ローリングストック」の普及に向けて
歌やダンスを作成し、動画サイト等で配信



ローリングストックの歌詞(抜粋)
ローリングストック(ローリングストック)
いつものフードやドリンク
ローリングストック(ローリングストック)
ちょっとだけ多めに買っとこ
非常食じゃなくていいんだ
ふだん食べてるものでいいから
多めに買い足し3日分 3日分以上は備えなきゃ
ローリングストック(ローリングストック)
いつものフードやドリンク
ローリングストック(ローリングストック)
ちょっとだけ多めに買っとこ
古いものから食べて消費して
食べた分だけまた買い足そう
ぐるぐるぐるぐる繰り返して 3日分以上は備えなきゃ

地域特性を活かした津波防災事例①（静岡県）

○震源域に近く津波の到達時間が早い静岡県では、沿岸域に人口や資産が集中し、甚大な被害が想定される。
 ○沿岸線が長い県土の特徴があることに加え、海岸と人々との関わりが地域によって様々であるため、地域と連携しながら特性に応じて（L2津波による被害を軽減する海岸、観光や漁業への影響を考慮しL1程度の津波への対策をする海岸）対策を講じている。
 ○県内一律の津波対策を行うのではなく、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を「**静岡方式**」と称して県内全域で推進する。

<静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ>

静岡県の津波対策「静岡方式」

◎対策の内容は各市町によって異なるので、「浜松市型」、「磐田市型」、「袋井市型」、「掛川市型」・・・となる。

海岸・河川管理者による施設整備

- ・レベル1の津波を防ぐ施設の整備
- ・レベル2の津波の被害を軽減する「粘り強い構造」への改良

事前の高台移転

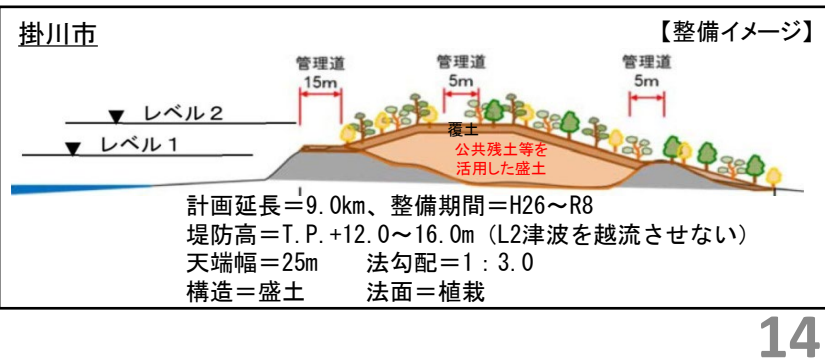
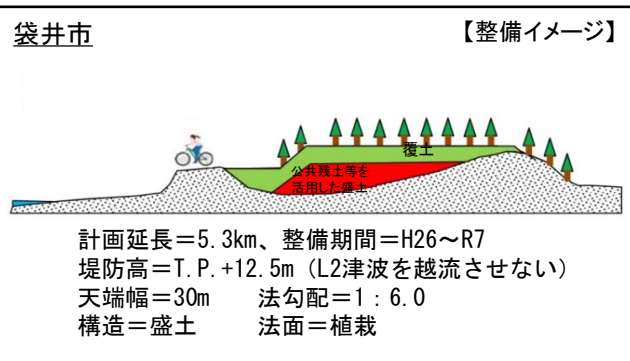
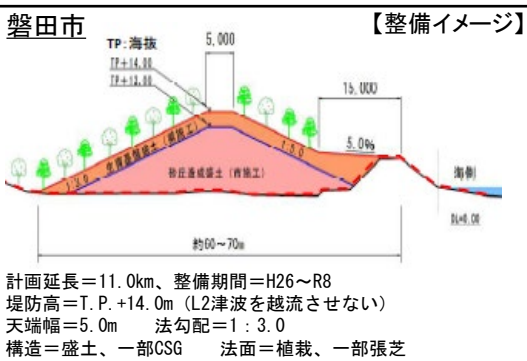
静岡モデル防潮堤の整備

- ・既存の防災林などの高上げにより、浸水深の減少や避難時間の確保を図り、レベル2の津波による被害を軽減する施設「静岡モデル防潮堤」の整備

警戒避難体制の整備

- ・津波避難施設（タワー、命山等）の整備
- ・避難路等の整備
- ・津波災害警戒区域等の指定
- ・情報連絡体制の整備

<「静岡方式」のイメージ図>



地域特性を活かした津波防災事例②（静岡県）

○静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023では、想定犠牲者を令和7年度までに約9割減、その後9割以上減の維持を目標としている。

○住民一人ひとり異なる「災害リスク」を理解し、「避難のタイミング」と「避難先」を予め計画する、『わたしの避難計画』を作成し、目に付く場所に貼っておくことで、早期避難意識を向上させる独自の取組を推進。

住民ワークショップ



8地区×2回 参加者延べ約370人

誰もが記入しやすい「わたしの避難計画」の雛形を作るため、率直な意見を

もらいました。

①情報のスリム化



作成ガイド
A4×約40ページ

情報量が多い



作成ガイド
A3×1枚

②情報のローカル化



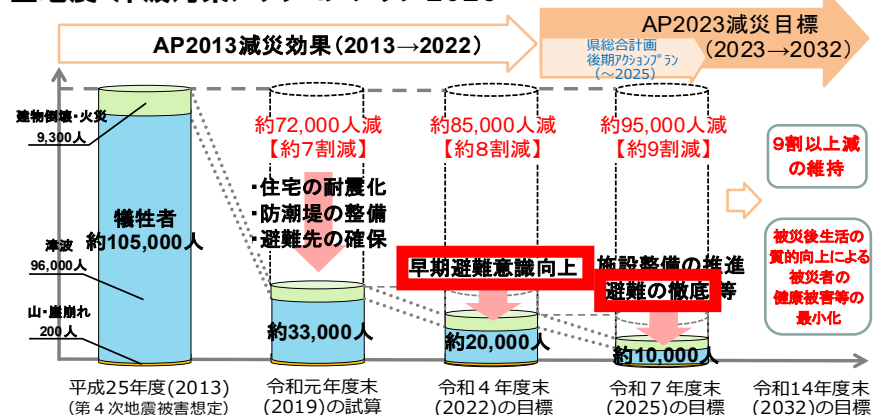
作市町全域の
ハザードマップを使用

自宅をさがしにくい



参加者の居住地域に
範囲を絞った
ハザードマップを
作成ガイドに掲載

■地震・津波対策アクションプラン2023



「わたしの避難計画」をつくろう。
「わたしの避難計画」作成サイトから簡単に作成できます!!

作成ガイド A3×1枚

参加者の居住地域に範囲を絞ったハザードマップを作成ガイドに掲載

【本体例】

「わたしの避難計画」

～作成ガイドで確認したことをメモしておこう～

河川氾濫による危険

大雨の時

河川氾濫

避難のタイミング

避難先

巨大地震の時

自宅に津波が来る地域

自宅に津波が来ない地域

避難のタイミング

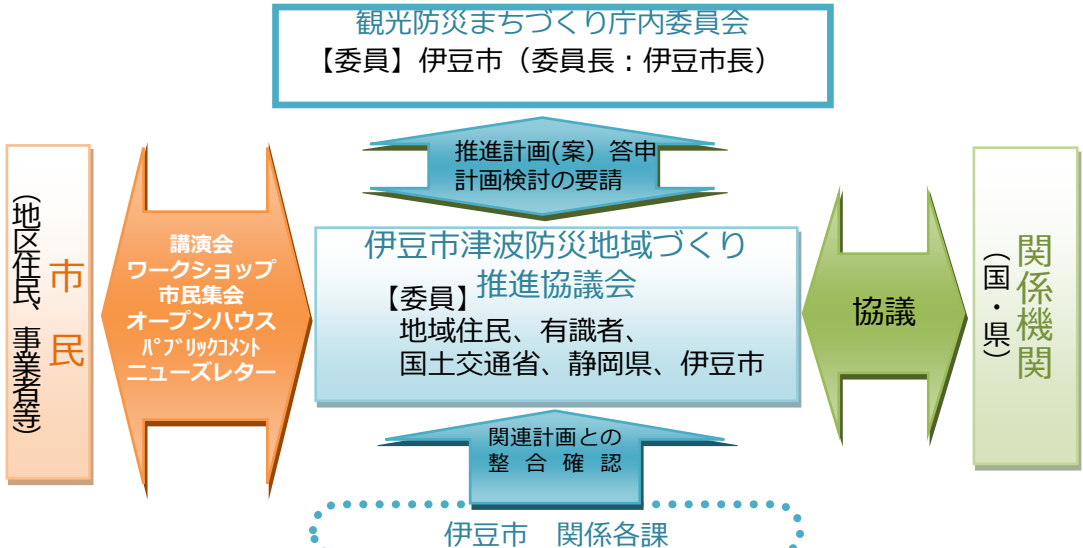
避難先

自由記述欄

地域特性を活かした津波防災事例①（静岡県伊豆市土肥地区）

○伊豆市は、平成16年4月の4町合併（修善寺町、土肥町（土肥温泉）、天城湯ヶ島町、中伊豆町）により新たに生まれた市であり、特に土肥地区においては、「南海トラフ巨大地震」が引き起こす津波は、高さが最大で10m地震発生から6分後に土肥地域の沿岸に到達するという想定がある。

○地域住民・産業・学校・行政の土肥地域一丸となり、観光・環境・防災のバランスがとれたまちづくりに向けた取り組みを推進している。



■全体方針

観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり

■取組方針

共生する	リスクを理解し、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアの形成
逃げる	住民、観光客、従業員などの安全を確保するための警戒避難体制の構築
生き延びる	地域が早期復旧するための支援機能の向上
守る・減らす	地震・津波・土砂災害による被害を少しでも減らすための防災・減災対策の推進



伊豆市津波防災地域づくり推進協議会

第1回 推進協議会(2/10)

- 推進計画の進め方
- 当地域の現状について
- 推進計画について
- 今後の協議会における検討の進め方

情報提供、意見聴取

第2回 推進協議会(5/18)

- 観光防災まちづくりにおける課題
- 観光防災まちづくりを推進するための基本的な方針
- 伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（骨子案）

情報提供、意見聴取

第3回 推進協議会(9/15)

- 観光防災まちづくりの実現に向けたハードソフト対策
- 伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（案案）

情報提供、意見聴取

地元選任委員との意見交換会（11/1）

情報提供、意見聴取

地元選任委員との意見交換会（1/19）

情報提供、意見聴取

第4回 推進協議会(2/10)

- 伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（案案）

情報提供、意見聴取

情報提供、意見聴取

第5回 推進協議会(3/27)

- 伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（案）

伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画(案)の答申

地域のみなさん

講演会(3/9)

■講演
「防災の基本とこれからの防災地域づくり」
■意見交換のテーマ
「地域の状況を共有する」

ワークショップ(1回目:4/18,25,26)

■意見交換のテーマ
・土肥地域の観光と防災のバランスをとるため、どのようなことを考えていかなければならないか

市民集会(6/7)

・みんなで考える会開催報告
・第2回協議会開催報告

ワークショップ(2回目:7/6,7,30日:7/20,21)

■意見交換のテーマ
・基本的な方針を実現するために地域で必要となる対応と支援
・対策実施にあたり、心配なことや気になること

市民集会(10/6)

・みんなで考える会開催報告
・第3回協議会開催報告

オープンハウス(11/14-20) 大市民集会(12/2)

地区説明会(2/18,15,16)

・伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（案案）
・津波災害リスクと共存するための暮らし方と住まい方の考え方

パブリックコメント(2/20-3/6)

■主な対象者 伊豆市民
■みなさんから意見お寄せください
・伊豆市「海と共に生きる」観光防災まちづくり推進計画（案案）

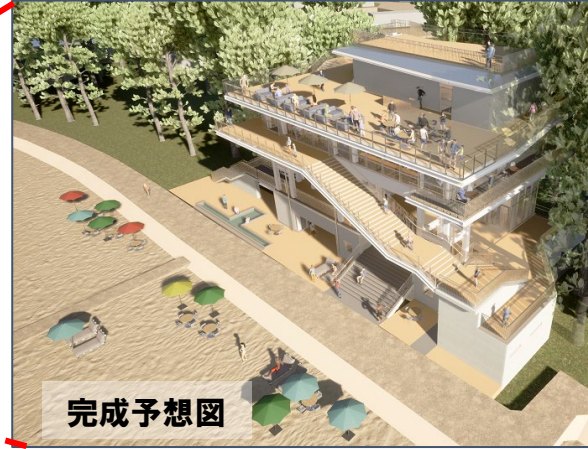
地域特性を活かした津波防災事例②（静岡県伊豆市土肥地区）

○防災とともに未来を考える取組の一つとして、防災施設を地域の魅力発信施設として平時から利用することで「地域魅力発信×防災」を実践した事例

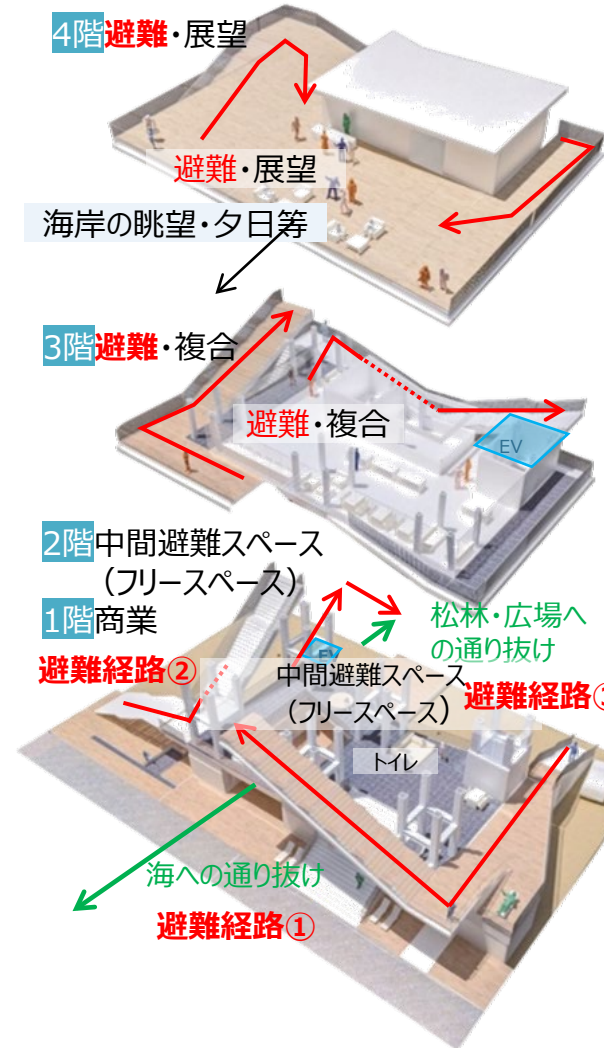


観光×防災

建設予定地



完成予想図



IT×避難訓練



ITを活用し、家から避難したか、ある地点を通過したかがわかる仕組みを入れた訓練



- ・土肥地区では、津波避難タワー施設と観光施設の機能を複合した施設を令和6年4月から運用開始予定。
- ・平時は観光施設として利用し、災害が発生した際には地域住民や観光客の避難施設になる。
- ・施設は鉄骨4階建、高さ18.8mで、1階は販売エリア、2階はイベントエリア、災害時は避難場所となる3階は飲食エリア、4階は展望台として活用され、最大1,230人が避難可能。

宿泊施設連携訓練



高台移転事例（和歌山県串本町）

○串本町では、集落のほとんどが沿岸部に位置しており、町の主要施設（役場、病院、学校他）のほとんどが津波浸水区域内に位置していた。平成17年の2町（串本町と古座町）による合併を機に、津波対策と共に経営の合理化の観点から、公共施設の統合と事前高台移転の取組を推進している。

